モナコ公国	平成十九年六月四日	平成十九年九月四日
インドネシア共和国	平成十九年十月十五日	平成二十年一月十五日
サウジアラビア王国	平成二十年一月十日	平成二十年四月十日
スリランカ民主社会主義共和国	平成二十年四月二十一日	平成二十年七月二十一日
バルバドス	平成二十年十月二日	平成二十一年一月二日
チェコ共和国	平成二十一年二月十八日	平成二十一年五月十八日
アフガニスタン・イスラム共和国	平成二十一年三月三十日	平成二十一年六月三十日
トンガ王国	平成二十二年一月二十六日	平成二十二年四月二十六日
ボツワナ共和国	平成二十二年四月一日	平成二十二年七月一日
オランダ王国	平成二十四年五月十五日	平成二十四年八月十五日
スワジランド王国	平成二十四年十月三十日	平成二十五年一月三十日
フィンランド共和国	平成二十五年二月二十一日	平成二十五年五月二十一日
ドイツ連邦共和国	平成二十五年四月十日	平成二十五年七月十日

平成二十六年六月十七日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百号

平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の附属書Ⅵの一部は、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成二十五年一月一日に効力を生じた。

（平成二十四年二月一日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十六年六月十七日　外務大臣　岸田　文雄

一　附属書Ⅵ第十三規則6を次のように改める。

6　この第十三規則の規定の適用上、排出規制海域は、次の海域とする。

6.1　付録Ⅶに掲げる座標によって定める北米海域

6.2　付録Ⅶに掲げる座標によって定める米国カリブ海海域

6.3　付録Ⅲに定める基準及び手続に従って国際海事機関が指定するその他の全ての海域（港湾を含む。）

締約国	承認書の寄託日	当該締約国についての発効日
ザンビア共和国	平成十八年五月十日	平成十八年八月十日
フランス共和国	平成十八年七月十一日	平成十八年十月十一日
デンマーク王国	平成二十一年十月三十日	平成二十二年一月三十日

二　附属書Ⅵ第十三規則7.3を次のように改める。

7.3　千九百九十年一月一日以後二千年一月一日より前に建造された船舶に設置された五千キロワット以上の出力及び一シリンダー当たり九十リットル以上の容積を有する船舶用ディーゼル機関に関し、国際大気汚染防止証書は、7.1の規定が適用される船舶用ディーゼル機関については、7.1.1の規定に従って適用されたか若しくは7.1.2の規定に従って認証された方法が、7.1の規定に従って適用されたか若しくは機関が7.1.2の規定に従って認証された方法が未だ存在しないか若しくは7.2に規定するところにより未だ商業的に入手することができないかを示すものとする。

三　附属書Ⅵ第十四規則3を次のように改める。

3　この第十四規則の規定の適用上、排出規制海域には、次の海域を含む。

3.1　条約附属書Ⅰ第一規則11.2に定義するバルト海海域及び条約附属書Ⅴ第一規則14.6に定義する北海海域

3.2　付録Ⅶに掲げる座標によって定める北米海域

3.3　付録Ⅶに掲げる座標によって定める米国カリブ海海域

3.4　付録Ⅲに定める基準及び手続に従って国際海事機関が指定するその他の全ての海域（港湾を含む。）

四　附属書Ⅵ第十四規則4.3の次に次の4.4を加える。

4.4　この4に定める燃料油中の硫黄の含有率は、二千二十年一月一日より前には、3に規定する北米海域又は米国カリブ海海域を航行し二千十一年八月一日以前に建造された船舶であって、留出油又は天然ガスを燃料とした継続的な運航のために設計されていない推進ボイラーを備えたものについては適用しない。

五　附属書Ⅵ第十四規則7を次のように改める。

7　3の規定に従って特定の排出規制海域を指定する改正が効力を生じた後の十二箇月の間は、当該排出規制海域を航行する船舶は、4及び6に定める要件並びに4の規定に関する限りにおいて5に定める要件を免除される。

六　附属書Ⅵの付録Ⅶを次のように改める。

付録Ⅶ　排出規制海域（第十三規則6及び第十四規則3）

.1　第十三規則6及び第十四規則3に従って指定される排出規制海域（バルト海海域及び北海海域を除く。）の境界は、この付録Ⅶに定める。

.2　北米海域とは、次の海域をいう。

.2.1　アメリカ合衆国及びカナダの太平洋沿岸の沖合に位置する海域であって、次に掲げる座標を結ぶ測地線によって囲まれたもの

点	緯度	経度
一	北緯三十二度三十二・一〇分	西経百十七度六・一一分
二	北緯三十二度三十二・四分	西経百十七度七・二九分
三	北緯三十二度三十一・三九分	西経百十七度十四・二〇分
四	北緯三十二度三十三・一三分	西経百十七度十五・五〇分
五	北緯三十二度三十四・二一分	西経百十七度二十二・一分
六	北緯三十二度三十五・二三分	西経百十七度二十七・五三分
七	北緯三十二度三十七・三八分	西経百十七度四十九・三四分